

北海道アザラシ管理計画（素案）の概要

I 計画策定の趣旨

- ・ 北海道沿岸には、5種のアザラシ類が生息・回避しているが、近年、ゼニガタアザラシ、ゴマフアザラシの個体数が著しく増加するとともに、生息地の範囲が拡大し、漁業被害が深刻化している。
- ・ ゼニガタアザラシについては、鳥獣保護法に定める希少鳥獣であり、国が管理を推進していることから、道では、ゴマフアザラシの個体数の適正な管理による漁業被害の軽減と、人とアザラシ類との共存を目指し、改正鳥獣保護法に基づく第2種特定鳥獣管理計画として本計画を策定する。

【計画の主なポイント】

- ・ 道北の日本海沿岸に夏期も留まるゴマフアザラシ（周年定着個体）の回遊性回復。
 - ① 「周年定着個体の捕獲や追い払い期間」の設定。
 - ② 計画期間終了後（平成29年度）に25年度の最大上陸個体の1／2以下を目指す。
 - ③ 捕獲の期間における南下防止のため、日本沿岸地域の連携した取組みの促進。
- ・ アザラシ捕獲のためトドハンターの活用検討。
- ・ 個体数等のモニタリング体制の整備。
- ・ 銃器以外の捕獲手法の確立。

II 計画の概要

1 現状

(1) ゼニガタアザラシ（希少鳥獣）

- ・ 1970年代には狩猟などにより減少したが、アザラシ猟などの衰退により個体数は回復。現在、法により希少鳥獣に指定されている。
- ・ 国は、えりも地域におけるゼニガタアザラシ個体群の安定的な存続と漁業被害軽減のため、平成26年5月に「環境省えりも地域ゼニガタアザラシ保護管理計画」を策定し、絶滅危惧種の再評価を行うこととし、被害防除対策の効果検証及びモニタリングを主体とした取組を行っている。

(2) ゴマフアザラシ

- ・ 冬期、流氷とともに北海道の南西部を除く全道沿岸に回遊し、翌年5月まで滞在する。近年、上陸場の増加、個体数増加が顕著になっている。
- ・ 1970年代後半にはほとんど北海道日本海側への来遊の記録はなく、1990年代から礼文島トド島に回遊が確認され、1990年後半には礼文島のほか、利尻島、稚内市（声問・宗谷・抜海）、天売島、焼尻島、小樽市、積丹半島などで回遊個体の上陸場が確認されている。
- ・ さらに、来遊時期の早期化、退去時期の遅延化が見られ、礼文島では600個体以上、稚内市（声問・宗谷・抜海）、天売島や焼尻島などでも周年生息が確認され、年々個体数が増加傾向にある。

(3) その他のアザラシ

- ・ クラカケアザラシ、ワモンアザラシ、アゴヒゲアザラシは北海道沿岸への回遊数の増加傾向は確認されていない。

(4) 漁業被害の現況

- ・ アザラシ類による漁業被害は年々増加の傾向を示している。
- ・ ゼニガタアザラシはえりも地域の漁業を中心に、ゴマフアザラシは礼文島、稚内市周辺の漁業を中心に深刻な被害を与えている。

漁業被害額（全道）

（単位：千円）

種	2009	2010	2011	2012	2013
ゴマフアザラシ	138,056	256,487	240,089	313,966	408,994
ゼニガタアザラシ	16,073	34,039	29,986	53,430	79,980
計	154,129	290,526	270,075	367,396	488,974

漁業被害額（振興局別/2013年度）

（単位：千円）

種	宗谷	留萌	後志	日高	十勝	釧路	根室	合計
ゴマフアザラシ	242,553	98,257	10,264	-	-	8,513	49,407	408,994
ゼニガタアザラシ	-	-	-	41,922	29,736	-	8,322	79,980
計	242,553	98,257	10,264	41,922	29,736	8,513	57,729	488,974

2 課 題

(1) 回遊域全体での個体数推計

- ・ 回遊域全体での個体数推計には、公的機関によるロシアとの情報交換や共同調査が必要。

(2) 漁業被害の実態把握

- ・ 入網前の食害やアザラシが網に付くことによる入網率の低下などの被害状況の実態把握が難しく、漁業被害の軽減目標や指標を設定することが困難。

(3) アザラシハンターの確保

- ・ アザラシの捕獲に従事できる（狩猟免許を有する）トドハンターの拡大を図り、アザラシハンターを確保する必要がある。

(4) 銃による捕獲の制約

- ・ 海上・海岸では、発砲時における安全確認が困難なことなど、制約が多く網などの銃以外の捕獲手法と捕獲後の安楽殺手法の検討が必要。

(5) 混獲の実態把握

- ・ 推定個体数を推定するためには、混獲頭数を把握する必要がある。

(6) 残滓処理

- ・ 捕獲後の廃棄物処理（一般廃棄物）のための費用負担が大きいことなどから計画的な捕獲が必要。

(7) 地域における利害関係者間の調整

- ・ 漁業被害が深刻な地域においては、観光により地域経済の活性化を目指す者と、被害漁業者との調整が必要。

3 計画策定の目的

(1) アザラシ類による漁業被害の軽減

北海道沿岸のアザラシ類を適正な生息・回遊個体数に維持することにより、漁業被害が受忍限度を超えない水準まで軽減すること。

(2) 人とアザラシ類の共存

適正な生息・回遊個体数に維持することにより、アザラシ類の安定的な存続を図り、人とアザラシ類との共存を図ること。

4 第二種特定鳥獣の種類

ゴマフアザラシ

個体数の著しい増加や生息地の範囲の拡大が見られ漁業被害を勘案し、特に必要があると認められるゴマフアザラシを対象とする。

5 計画期間

平成27年4月1日から平成29年3月31日まで

6 管理が行われるべき区域

北海道全域

(「第2期知床世界遺産地域他利用型総合的・海域管理計画」の対象地域においては、道計画に基づく措置を尊重しながら連携を図る。)

7 生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲その他管理の目標

(1) 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群

- ・ 冬期・夏期に北海道に回遊してくる個体群は、個体数、生態には不明点が多く、回遊域全体での個体数推計は困難。
- ・ 捕獲が回遊群に与える影響も不明であることから削減は行わないが、被害防止のための捕獲は引き続き実施する。

(2) 周年定着個体

- ・ 夏期に現地に留まる周年定着個体の削減は、個体群の存続に影響を及ぼす可能性は低く、漁業被害軽減効果・資源回復効果が高い。
- ・ 回遊域全体における個体数管理が可能になるまでの間、周年定着個体の削減が最も現状に即した対策と考えられることから、当面の目標を「北海道沿岸のゴマフアザラシ周年定着個体の削減」とする。
- ・ 具体的取組
 - ① 道は、市町村、漁協などと連携し周年定着個体群の削減に努める。
 - ② 捕獲・追い払いの期間を、6月1日から10月31日までとする。
 - ③ 平成29年夏期に礼文島、稚内市(声間・宗谷・抜海)、天売島、焼尻島で平成25年の1/2以下になることを目指す。
 - ④ 捕獲や追い払いにより周年定着個体が南下しないよう、宗谷、留萌等日本海沿岸地区は連携した取組に努める。
 - ⑤ 冬期北海道回遊群及び夏期北海道回遊群に著しい減少が確認された場合は、計画期間中であっても削減を中止する。

(3) 順応的管理の実施

- ・ 目視個体数、捕獲頭数、漁業被害額などのモニタリング結果に基づき目標の柔軟な見直しを行う。
- ・ その際、関係者が情報を共有し、捕獲の影響、効果の検証を行い、合意形成を図りながら管理の方向性を決める。

(4) トドハンターの活用

- ・ アザラシハンター確保のため、狩猟免許を有さないトドハンターのアザラシ捕獲許可要件について検討する。

8 被害防除対策

- ・ 環境省によるゼニガタアザラシに対する忌避装置や網の改良等被害防除対策の試験研究成果を注視。
- ・ 技術開発・実証実験を行っている電気ショッカー(スタンガン)による防除対策を検討する。

9 モニタリング

(1) 個体数、捕獲頭数、混獲頭数等

- ・ 市町村、漁協など関係者の協力を得て周年定着個体数、回遊個体数のカウントのほか、自動撮影カメラによる映像解析を行う。
- ・ 鳥獣関係統計や海獣類漁業被害実態調査等を用い、捕獲頭数、混獲頭数、目撃頭数の把握に努める。

(2) 漁業被害

- ・ 漁協、漁業者からの聴き取りなどを実施し、数字では評価できない定性的評価も検討する。

(3) 回遊性回復可能性等

- ・ 捕獲・追払い実施時の逃避行動や再上陸行動、実施後の回遊性回復可能性などの調査・分析を行う。

(4) 漁獲量

- ・ 周年定着個体の削減による漁業資源量の回復を検証するため、漁獲努力量と漁獲量の相関関係の経年変化を分析する。
- ・ 捕食が確認されている魚種と、捕食が確認されていない魚種からそれぞれ指標種を設定し比較する。

(5) 社会的事項

- ・ ゴマフアザラシが回遊してくることによる地域社会への影響を検証するため、観光スポットの来訪者数、該当市町村の観光売り上げ、観光バス乗車人員など調査の他、市町村、教育委員会などへのヒアリングを実施する。

10 実施体制

- ・ 計画の推進に当たっては、振興局海獣被害防止対策連絡会議を活用し、地域における関係者の意見に配慮するとともに、北海道アザラシ管理検討会において、計画の評価・検証を実施する。

11 その他必要な事項

- ・ 専用の刺し網などによる捕獲手法の検討と電気ショッカー（スタンガン）による安楽殺手法の確立。
- ・ 推定生息頭数、食性分析、漁獲量、漁獲努力量の推移の分析から漁業被害推計手法の検討。
- ・ 個体数管理のための餌生物資源量の把握。
- ・ 回遊域全体における個体数推計のため、ロシアとの情報交換・共同調査を国に要望。

Ⅲ 今後のスケジュール

平成26年11月6日～12月8日	パブリックコメント
平成26年11月	関係機関（市町村含む）意見交換・協議
平成26年12月	平成26年度第3回北海道アザラシ管理検討会
平成27年 1月	環境審議会自然環境部会答申
平成27年 2月	環境生活委員会報告
《計画案取りまとめ》	
平成27年2月	環境大臣協議
平成27年3月	計画策定・公表